2．1の所在地を含む区域の避難解除日以後新たに避難指示が全て解除された区域における事業所の所在地及び当該所在地を含む区域の避難解除日

新たに解除された区域における事業所の所在地	左記所在地を含む区域の避難解除日

（添付書類）
1及び2について事業所の所在地の住所が分かる書類を添付すること。
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

省　令

○総務省令第二十七号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに同法第五十一条及び第五十二条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　総務大臣　川端　達夫

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第四条第九項」の下に「（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十一条又は第五十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「第四十条第一項」の下に「（福島復興再生特別措置法第五十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二十三号中「第四十八条の九の八第四項」を「第四十八条の九の九第四項」に改める。

第一条の八を次のように改める。

（公示送達の方法）

第一条の八　外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知することができる。

第一条の十三第一項第一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第二条の三の二第一項中「以下この条において」を「次項及び第二条の三の四において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第二条の三の二第四項中「第三百十七条の三の二第二項の規定」と」の下に「、第二項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」と」を加える。

第二条の三の五第一項中「提出しなければならない者」の下に「（次項において「公的年金等受給者」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第二条の五の見出し中「記載事項」を「提出方法等」に改め、同条第三号中「第五十条の六第一項第一号及び第三百二十八条の六第一項第一号」を「第五十条の六第一項第二号及び第三百二十八条の六第一項第二号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第一項第二号及び第三百二十八条の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ　法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第二項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎

ロ　法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百十九条の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

第二条の五を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける者から受理したこれらの規定に規定する申告書は、これらの規定に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第七条の五の五中「第三十七条の五の二第二項第二号及び第四項第二号」を「第三十七条の五の二第四項第二号」に、「同条第二項第一号及び第四項第一号」を「同項第一号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十七条の五の二第二項第二号に規定する総務省令で定める施設は、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯とする。

第七条の八第一号中「、第九十五条の二第三項又は第九十六条の三第五項」を「又は第九十五条の二第三項」に、「若しくは第八十七条の二第一項」を「、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項」に改める。

第九条の八第一項及び第二項中「第四十八条の九の十三第一項」を「第四十八条の九の十四第一項」に改める。